

改正後	<p>(高価品) 第十六条 (略)</p> <p>2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しません。</p> <p>一 外航利用運送契約の締結の当時、運送品が高価品であることを外航貨物利用運送事業者が知っていたとき。</p> <p>二 外航貨物利用運送事業者の故意又は重大な過失によって高価品の滅失又は損傷が生じたとき。</p> <p>(責任の制限) 第二十六条 (略)</p> <p>2 5 (略)</p> <p>6 外航貨物利用運送事業者が責任を負うすべての運送品に関する損害賠償の額は、荷揚げされるべき地及び時における運送品の市場価格(取引所の相場のある物品については、その相場)によって定める。ただし、市場価格がないときは、その地及び時における同種類で同一の品質の物品の正常な価格によって定める。いかなる場合にも、外航貨物利用運送事業者は、期待利益の喪失又は間接損害については、責任を負わない。</p> <p>7 (略)</p>
改正前	<p>(高価品) 第十六条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(責任の制限) 第二十六条 (略)</p> <p>2 5 (略)</p> <p>6 外航貨物利用運送事業者が責任を負うすべての運送品に関する損害賠償の額は、荷揚げされるべき地及び時における運送品の市場価格(商品取引所の相場のある物品については、その相場)によって定める。ただし、市場価格がないときは、その地及び時における同種類で同一の品質の物品の正常な価格によって定める。いかなる場合にも、外航貨物利用運送事業者は、期待利益の喪失又は間接損害については、責任を負わない。</p> <p>7 (略)</p>